

投票区と投票所

投票区	投票所	区 域
第1投票区	黒田保育所	南黒田・北黒田
第2投票区	松前小学校体育館	宗意原・新立
第3投票区	松前保育所	本村・筒井・社宅
第4投票区	二名保育所	徳丸・中川原・出作
第5投票区	東公民館	神崎・鶴吉
第6投票区	小富士保育所	横田・大溝・永田・東古泉
第7投票区	白鶴保育所	大間・上高柳・恵久美
第8投票区	北公民館	昌農内・西高柳・西古泉
第9投票区	北川原集会所	北川原・塩屋

点字投票・代理投票

目の不自由な方は、投票所に点字器を用意しています。

また、身体が不自由なため字の書けない方は、投票所で申し出てください。本人に代わって代理で書いてくれる代理投票の制度があります。

この場合、投票の秘密は絶対に守られますから安心して投票してください。

投票日に投票所へ行けない方は

不在者投票を

仕事、病気又はレジャー等で、投票日に投票所へ行って投票することができない方のために設けられた制度が不在者投票です。投票日に投票できない方は、この制度をご利用ください。

★不在者投票のできる期間

日時 8月19日(火)～8月23日(土)

8時30分～20時

場所 役場2階大会議室

※選挙入場券を持ってきてください。

(不在者投票のできる期間に選挙入場券が届いていない場合でも投票はできます。)

選挙入場券について

選挙入場券は、投票日の前日までに、松前町選挙管理委員会から郵送で選挙人に交付されることになっています。

これは、選挙人であるかどうかを確かめるとともに、投票所を知らせるために交付されるものです。

もし、選挙入場券が届かない場合は、選挙管理委員会へ申し出て交付を受けてください。なお、選挙入場券を紛失した場合でも投票できますので、投票所の受付でその旨申し出てください。

問い合わせ

松前町選挙管理委員会事務局

☎ 985-2111 (内線2337)

☎ 985-4132 (直通)

あなたの一票を大切に……